

本レポートは、会社経営者等資産をお持ちの方を対象として、マンスリーレポート 2017年9月号で紹介した、平成29年度税制改正から適用される「贈与税納税猶予の相続時精算課税制度との併用」について簡略に説明しています。

1章 非上場株式の納税猶予

1. 非上場株式の納税猶予の適用数が大幅増

平成21年に創設された非上場株式等の相続税・贈与税の納税猶予制度（いわゆる「事業承継税制」）。当初は担保提供要件や猶予取消しのリスクなどが強調され適用件数・金額とも少なかったのですが、こまめな制度改正が加えられた結果、ここにきて適用事例がかなり増えてきています。

直近の国税庁の公表数値（平成27年分）では、贈与税は270件（265億円）、相続税は224件（148億円）が納税猶予の適用を受けました。経産省の資料では平成30年の納税猶予適用の前提となる認定が贈与税533件、相続税274件あるとのことですので、今後も適用件数は増えていきそうです。

◆表1 〔非上場株式の納税猶予の適用件数・金額〕

	贈与税		相続税	
	件数	金額	件数	金額
H25	78	47.5億円	110	67.0億円
H26	43	49.4億円	127	64.1億円
H27	270	265.7億円	224	148.1億円

この平成29年4月1日からは、経営承継円滑化法の対応窓口も地方経済産業局から都道府県に変更になりました。納税者にとって、より身近な制度となることが期待されます。

2. 贈与税の納税猶予と精算課税の併用可に

平成29年税制改正では、贈与税の納税猶予について、相続時精算課税制度との併用が認められることとなりました。

例えば、先代経営者から後継者に贈与した自社株2億円について贈与税の納税猶予を適用した場合には、改正前では、その後納税猶予の取消しがあったときには、累進税率の暦年課税で贈与税が課税されますので、贈与税1.3億円の納付が必要でした。

◆表2 〔改正前〕取消時に暦年課税

贈与時	猶予取消時	相続開始時
納税猶予	暦年課税 1.3億円納税	課税なし

◆表3 「改正後」納税猶予と精算課税併用可

贈与時	猶予取消時	相続開始時
納税猶予	精算課税 3,500万納税	相続税申告 1,360万円

今回の改正では猶予取消時に相続時精算課税を適用できるようになりました。この改正により納税猶予取消時の税負担リスクが軽減されます。将来の経営の見通しが見えないため、納税猶予を躊躇していた経営者にとっては朗報といえるでしょう。

2章 関連情報（情報源）

★非上場株式の納税猶予の適用件数と金額（1章（1））

国税庁HPに公表されている「統計年報」（平成25年～27年）の「相続税」「贈与税」を参考としています。

【参考】国税庁HP 統計情報

<https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/tokei.htm>

また、平成30年の認定見込みは経産省の平成29年の税制改正要望資料の情報と元に記しています。

【引用】＜適用件数の実績と今後の見込み＞

○平成29年度

相続税の納税猶予適用の前提となる認定：244件

贈与税の納税猶予適用の前提となる認定：503件

○平成30年

相続税の納税猶予適用の前提となる認定：274件

贈与税の納税猶予適用の前提となる認定：533件

＜贈与税＞

雇用要件や生前贈与の促進に関する見直し等により、これまで検討をしておかなかった経営者の懸念が緩和され、検討・申請件数の増加に繋がると想定される。

＜相続税・贈与税共通＞

相続税の納税猶予は近年比較的安定して利用拡大が進んでいることから、今後も30件/年のペースで利用拡大が進んでいくと推定。

【参考】平成29年度税制改正（租税特別措置）要望事項（経済産業省 中小企業庁 事業環境部 財務課）

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/request/meti/29y_meti_k_27.pdf

★贈与税の納税猶予と精算課税の併用可に（1章（2））

レポートの設例は下記の経済産業省の資料（31頁目）の一部を引用しています。

【参考】平成29年度経済産業関係 税制改正について（平成28年12月 経済産業省）

http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2017/161215a/pdf/161215a002.pdf

【一部引用】事例の前提条件

【事例】

・総議決権株式数10000株、1株30000円

株価総額 3 億円。

- ・先代経営者は株式全体の 2/3 (2 億円) を保有しており、後継者へ当該株式の全株を移転する。その他の資産なし。
- ・相続人は後継者 1 名のみ。

この事例では、もし、自社株 2 億円をすべて相続時に後継者が取得したとしても、相続時に 4,860 万円の課税が行われます。そのため、改正後の取扱いにより、自社株贈与について贈与税の納税猶予を適用した上で、相続時精算課税が適用できれば、これが将来取り消されたとしても、精算課税 3,500 万円 + 相続時申告 1,360 万円 = 4,860 万円の負担となり、納税猶予を使わなかった場合の相続税負担と変わらないこととなります (結果として、納税猶予選択リスクは軽減されることとなります)

条文：租税特別措置法 70 条の 7 (非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除) 3 項が廃止されました。

【参考】旧租税特別措置法 70 条の 7 3 項

次に掲げる者が、その者に係る相続税法第 21 条の 9 第 5 項に規定する特定贈与者からの贈与により取得した非上場株式等について第 1 項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定に係る特例受贈非上場株式等については、同法第 2 章第 3 節の規定は、適用しない。(以下略)

※平成 29 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

<<本資料のご利用にあたって>>

本レポート中で紹介した制度情報はあくまでも一般的な内容を記したものです。したがって、具体的なお検討をされる際には、弁護士、会計士、税理士等の専門家にご相談されることをおすすめします。

発行：2017年8月

— 以 上 —